

平均始末

按てふ小踏書に煬帝大業六年武貴郎將陣殺
せし兵隊率を海海にめ男女千人を擧げし
ゆに於てははとありこれを琉球を征するの
と元元の中及び及宗元身乃初より使を
招諭ありし後より一兵を遣はしこれを征
すも切當しとて歸り終小通とて清一

外務省

統志琉球國志畧等に見ゆ中邦より文龜永正
の頃や備中國運高の任人三宅和泉守某此國を
取らんとして船十四艘を遣はし薩摩國坊津より
東よりと島津義興守忠隆よりこれを却くと
嶋津家譜に記しあり天正十年豊臣大將傳中
國高松より播磨國作路より殊に將士の戦功を
論じし亀井武藏守茲に同傳に國を奪へんと
すし茲に日本の中より望みあり

琉球を賜ひて渡海して伐るんと大濶の地を
壯んぢりて腰の急所を把りて春に龜井琉球を伐
裏小秀吉と書きて判形を抄りて電をよみし文禄元年
朝鮮征伐の時茲に琉球を征さんと望み艦艦五
艘士卒三千五百と卒る肥前國名護厚に着りて
大濶と謁して小おびりて大濶のりし朝鮮と琉
球と兵隊多し征伐せしむるは是るは征りて
朝鮮を征する所なりし先朝鮮と赴く所

外務省

余は茲に此事の頃には朝鮮と渡海して一に寛永
龜井茲に鑑参考諸家傳等より載せしむる御
鴻津敷久徳三子の名を考へて不日小濶國平均
の属し永くは所屬しりては條子考へし
こま島津氏乃武切大なりしとては考へし
素照宮神威乃遠く及もせ給ふ所なりし
慶長十一丙午年六月十七日鴻津少將忠恒山城
國伏見城より

東照宮より洋酒一箱請乃字紙に付て家久に致
 かし、腰刀を賜ふ時、琉球國の祖先以来
 毎歳弟貢す、近年も貢す、志に諭す
 此の如き青いもの、征伐を以て書と誤り奉
 り、此の如き評し、給ふ

 此筆、寛永高津家久藩に九月
 朔日、同日所稱号も賜り、
 所稱号も元和三年九月朔日、賜り、
 所書及び執政等、此筆書、
 所書及び執政等、此筆書、
 藩政、此の如き、
 寛永十三年八月十九日及び九月五日、
 少白

外務省

琉球國乃事、
 達と、
 廣長十四日酉年二月廿一日少將家久先任橋本程左
 平田右郎左衛門少將、
 船城琉球國、
 島と、
 此の如き家久、

慶長十四己酉年四月朔日作より山口駿河守
より島津少将家久乃以其父宰相入道惟彰之
書翰状贈りて琉球國平治より糸府より
より糸府より

同年四月三日是より先島津勢より乃城壘城連
瑞一海陸より進兵より比日遊より王城首里之政
破より國之尚寧より三日官以下悉く降参より軍
乃樺山権左衛門平田左衛門等尚寧城参る

外務省

五月五日琉球を奪り同日薩摩國を降す

世征伐乃事成記 世間中流布するもの琉球征伐記薩琉
軍境島津琉球合戦記島津琉球軍精記等数部あり皆

戦史の書より引記洋より引記 月日事案より引記 戦史の書より
引記 戦史の書より引記 戦史の書より引記

報乃内事信正史より引記 説より引記 前記乃事案より引記 戦史の書より
引記 戦史の書より引記 戦史の書より引記

帥ハ島津家久ハ先臣新納我歳より代島津日恒ハ先人等数千人従
十万余ハ首五十四人或ハ七百六十人ハ慶長十四年四月十一日

鹿見府と出陣 鬼界島に着航 一日泊る 五月朔日琉球を奪
岸より那覇乃若南要港灘乃要害と破り守將陣大破り撃取同日

佐野守刀先登りて千里山城を攻む城中ハ益龜壘名傳説等あり守刀
より部下松尾軍人ハ原原の陣と襲撃ハ味方頗る死傷ありされハ守刀ハ益龜壘

城ハ横田嘉助名傳説と生捕益龜壘より自割りて浦軍と戦ふ城之被回七日進
虎市城と攻め焼討りて島國王の一族を圍籠る慶長十四年四月十一日

蛇浦より逃ぎ去りし武平彦林骨張助備等三子餘人々々堅く張助
備勇と奮て味方殺傷と々々その多し武蔵守種高大膳と々々後時
小筒より張助備と少しむかれ眼と少しし勅以て棟と後と居と武
蔵これと先と先と決石川と生捕とるも籠とを棟守に放と
障と幼女棟と文をみと日語と攻めとるも多し武蔵守種高と
六月八日國王尚寧と々々女王後良女諸官人坂と出と武蔵守津門と
障と武蔵守とれと携へ要濱遊とわたりて多し詔と々々水と彦
國と々々事と治と々々家と先と波國攻發と六月廿日薩摩と島原
尋と國王と推つと海州とと々々琉球と和棟とと彼權臣邪那
ぶるとの之畧と誇り邪那覇乃海と清淮藏僧と張と々々空とせし
新加武蔵守役大と々々これと流解と々々攻とわたり邪那覇要
濱遊と可と賊と々々邪那覇とわたり乃棟聖と奇策と治と和と
と海とれとと連と報皆及しと々々稍危懼と懐とと於傳教乃要
害と治と々々防戦と治と々々林深子邪那と徳と々々命と々々めと
身とれと代と々々殺死と武蔵守とれと々々國王と告と々々邪那覇
幾乃命と下と々々を時と王祀義氏と邪那と姉とれと悲と々々自縊と

外務省

國民邪那と怒けと送討の王命と々々多し警を起と々々と死
と々々明和事の中の權と々々確據と々々小と々々たと々々事と
此以新紀武蔵守と藩畧と々々速切のと々々如也切と後とた被
國弱と故とつとつと高津勢伯と武蔵乃言と々々ん事と傳と彼國
と々々合戦と々々言とせと々々世間とこの合戦と
詳し記とるものなり武蔵守武切と明と々々たと々々合戦の
實事ハ備文之と出陣と々々送別出塞乃治と々々と々々清十
首と報とと中一節と欲戦鬼方揚白藩新紀武切乾坤手田右好輝
左源清伊川伴衛門と行と別南浦文集と々々報と々々これと々々武
蔵守と元帥と々々事と推と々々物と々々薩州舊傳記と出陣と傳
々々新紀武切手権左衛門手田右郎左衛門と送別せと々々事と元帥と
傳乃書と武蔵守と事と傳と不見と々々石室と々々武切と武蔵
守と別と々々事と傳と思と々々不と々々言と々々言と々々言と
と々々指宛事と涉れと々々姑と々々に注と々々考と々々事と

たしめ琉球征伐乃事明朝と々々事と々々ありと彼

國之_もも_も海_海戒_戒嚴_嚴あり

萬曆三十四年 倭寇の侵襲に際し、海防を厳しくし、日本に勁兵三千八百人を派

國捕其王遷其宗器大掃而去浙江總兵官楊宗業以聞令嚴飭海上之備從之

明史紀事本末

琉球平均乃昔少將家久父子より使者致して執政

乃許申送進_見日_日不_不之_之七月五日

名徳院殿より御感書と申され同日

東照宮よりかの國を賜はる旨は御意印紙にて

申す侍渡守正信申す上野介正統より返答はる

主琉球指遣之船不移時日及一戦被堂致す討捕

外務省

之利國王降参より上兵三日官以下至千五化不用

可為渡海に渡を敷以無比類働吾に於申す侍渡守

下_下中_中海_海

慶長十四年

七月五日

名徳院殿
判

薩摩守将殿

主琉球差載之船被堂致す討捕之殊文國王



及諸事三日官以下血日意岸ノ教誠心希有ノ
次第以委曲中多信渡守了也

慶長十四年

七月五日

右徳院様
所下

島津修理入道より

正流派差敷人教石津日教等討捕之其上國王
就降系近日至之國了為是岸ノ青也其乃之答

外務省

此程中多信渡守了也

慶長十四年

七月五日

右徳院様
所下

羽柴玄庫入道より

琉球ノ儀早速辱平均之由注を以て柄ノ展感
思食小即彼國進ノ系孫は至守了也

慶長十四年

七月七日

權規
村下

薩摩少將

尚以

西州而極所感先之天子遂重作舟中儀孫大受恩百通
委披三務仕也一修之正合其之正也

今度琉球自法人教之是也天子遂重作舟中儀
國王英三目官以下歷之者皆出之由國之在也

外務省

臣等之類達上少中受之也此類之事其也
感之也所書之也其誠遠也儀也何之也其也
奉命下之也初儀之也一人之也大慶也
委由官許之也新山也後河也其也保者了也
條也省也其也忠也

慶長十四年

中島佐渡守

七月九日

正信判

羽柴隆興

之報

貴札法第見ハ仍琉球ト名付キ是ヨリ人教ト是波
ルカニ大島ト申島早速ニ作付ケル
島ヨリ人教部ニ申ケル者多ク者出向ケル者
及一戰則シ得猶利彼多ク者吾三百人ヲ討捕シ
付テ重ク不及之儀彼島相傳ケル
琉球ニ國
王居ル島ト云取然ルカニ於彼地ヨリ國王能ク
及以テ切實教人討捕國王ニ居城取ル

外務省

ルカニ頻りに申ケル位ニ儀國王下城取ル
方ニハ迎撃ケル者吾五百人ヲ討捕シ
三司官ト外教ト者吾百連取ル
伊者ト云注をニ成ケル西ノ通船ト達ト聞

大所ニ極感ヲ思フ
同仕合者申ケル者公易ク思フ
英國等ニ比教勸目ヲ柄不演ル
許ル満是ニ事奉ル

別流疎之儀、意旨、座、由、内、書、之、事、外、少
官儀、不可、事、以、許、彼、地、之、事、亦、注、意、可、也、故、
由、内、知、之、事、座、外、形、宜、元、相、督、儀、之、事、座、外、事、何、事、也
相、座、之、事、用、等、事、座、外、之、事、亦、注、意、可、也、故、
神、石、之、事、疏、疎、之、事、何、事、之、事、亦、注、意、可、也、故、

慶長十四年

布多上野介

七月十三日

正統判

非業陸奥之板

外務省

以上

此札、注、評、見、以、仍、疏、疎、之、事、亦、注、意、可、也、故、
渡、之、事、何、事、之、事、亦、注、意、可、也、故、
其、三、司、官、之、事、外、事、之、事、亦、注、意、可、也、故、
由、内、知、之、事、座、外、形、宜、元、相、督、儀、之、事、座、外、事、何、事、也
上、事、外、事、之、事、亦、注、意、可、也、故、

大市不極感之者、一、形、之、事、亦、注、意、可、也、故、

之儀羽葉陸奥守爲之進外音在座外別因書
出之云殘和而仕合在座外音易下思念外報疏
疎之儀思名修之未滿在座外病不減外元在滿足
之儀中京好外好又元在座外儀音在座外河之
相應之因用等座外在座外公置了報作外不
可致疎暑外忽惶薄之

慶長十四年

中 上野介

七月十二日

正純列

外務省

高津新伯板

呈報

以上

琉球相海十付音使者之及上世外即江戶
駿府之系返状送外海國之儀外琉球相海

中

上極感之狀却海軍中一之系之由中上相

我等方近... 裁... 自由... 儀... 委細...
... 委細... 儀... 志... 作... 書中... 不具...
... 儀... 志... 作... 書中... 不具...

慶長十四年

山口 駿河守

七月廿七日

並友判

少将松

系... 中

上貞享島津家範少輔書上

外務省

同年三月少将家久及以入道惟新... 琉球...
... 洋謝... 物... 款... 少...

兼照官

台徳院殿... 御内書と賜ふ

慶長十四年三月

権現様御内書

権現様御内書
台徳院殿... 賜...

権現様御内書
多...

琉球... 速... 退... 治... 旨... 先... 回... 注... 在... 旨... 以... 内書... 中... 載

三受重之某音特青員二千四百之在居風景
子十餘列弟沈重之盛感悅竟於中多修禮也
了也

慶長十四年

極月十五

行判

薩摩少將殿

台徳院極所内書

外務省

就先度琉球一景之昔注色列弟以因書一紙
記極之太刀一樽馬一疋矣端于拾卷列弟休息
余以委細中多修禮也

慶長十四年

極月十五

御判

羽葉之序入道

琉球國司之領知之昔十色山交祝若之辰也

為音信佛草^紫花^紫 第^紫花^紫 黃^紫子^紫介^紫座^紫座

風^紫志^紫子^紫九^紫五^紫卷^紫刊^紫來^紫悅^紫思^紫倉^紫也

唐長十第

三月廿六日

御意下

薩摩少將より

権現御内書

為音信^子十^子第^子象^子牙^子南^子雲^子集^子砲^子列^子來^子悅

外務省

思倉也

唐長十四第

三月廿六日

御下

海防支庫入通より

以上

西通^上責^上札^上波^上拜^上見^上依^上今^上度^上琉^上球^上之^上儀^上下^上邦^上
領^上之^上願^上自^上御^上内^上書^上之^上旨^上外^上聞^上矣^上儀^上示^上思^上

百三通之狀上りて礼を伴上り度思召はれ彼國
は信通等より伴自中上彼國王来春同途
ゆき上りて狀を伴因に儀同兵引に狀由在板
二に産作はる礼達て波より由より儀同兵引に
就其為高在物佛多花一平葉前花一平葉に
板原風矣梳苗より行居上りて狀外如目録然
波板多取ゆりて或遠路より入居念青産より一取御
撤膳共より産而音産居は念より産より西白安可
思念は則持内書に是外執事此地跡未替後母と
田産作親友元中産より田用等居産より不更居包至
了之伴自中上りて狀を伴細より伴使者は中
入りより中上りて狀を伴之

慶長十四年

中多上野人

二月廿六日

正純判

羽葉陸奥守

中報

以上頁享長年之隔白書上

外務省

方々

慶長十五庚戌年院跡王政府に坐嘗
市貝見の時院跡を介する薩州の属
國ありむ然るに此以後高船の往來
通路人の多しと修治され一六
院跡王のて中待中と云
此は薩州院跡軍
精記
按てこの高船往來人の多しとありて吊ち薩州のるに
細心の注意を要するなりとあるなり

外務省

島津家久より中山王へ宛て書付の目
如齋規制取多し高船の往來
時々高船家少も自由と云々拍子
延付至け方にて高船を事
薩州四傳紀傳一合文に中山王に朱朝の傳を載に
る事本年月を記すことと云々尚寧ろ御意に
相成り慶長十六年なる事控へ候なり

琉球國之儀、文治二年、島津豊後守忠久薩
 陽日封國之初、南海十二島之地、職補任以兼
 世附庸、一尔来、兵馬控領之、打柁海外之
 持、拜、以、應、為、少、壯、應、安、五、年、一、即、明、之
 洪武五年、同國之版、後、一、初、与、王、号、を、受、了、
 衣冠等之、其制法、子、受、奉、了、御、了、以、了、

外務省

島津家与之、交際、令、拒絶、了、不、至、已、
 应永年、冒、呈、利、将、軍、之、時代、之、使、節、を、遣、
 重、曾、洪、後、之、者、之、天、正、年、間、迄、ハ、年、中、絶、
 貢、船、等、を、越、其、後、我、命、令、之、服、從、了、了、了、
 慶、長、十、四、年、島、津、家、久、德、川、氏、之、許、允、を、信、
 及、征、討、之、家、遂、之、詔、罪、賜、報、依、之、德、川、氏、
 同、國、を、一、与、更、島、津、家、之、崇、德、了、一、尔、来、
 德、川、氏、代、替、是、國、王、襲、封、之、命、ハ、加、賀、度、使、

又ハ恩謝使を召起シ嘉永年官費を連
綿其例を欠かず不承不承トシ長以際今日
より我士官を以テ回國ニ戻後一重
政務ノ実係者ノ免彼友多ク麻使島者
交代立為キ文久年官英國格任公使
イニトヨシニシテハ既由我所属ニ確
定ニシテハ一重中ニ在籍ノ幕僚中ニ亦
幕僚并保護ノ事有キ其大意ハ前件

外務省

ノ旨趣を述且島民ニ被飾制度等舊
依ル改革を加ふる事明ニ洪武以来清
ノ事ヲ稽其山物及封爵ニ在テ更
ノ事ハ是又敢テ不承不承トシ一重
回國ノ旨ニ諸物不承不承今揚中物不
揚列ノ今所ニ其國名等を掲示
事

場所、琉球國王之文字有之者ハ大ニ
不都合有之者ハ其事實ニ於テ一カ一カ管法人
モララシ等ト同シ、在テハ舊幕府ノ
及據合於十月三日同外務事務執政ハ
向山隼人而令之、(國体号記并琉球舊記を
詳ニ謄録シ且法文ニ互譯ス上其号記等
亦垂テ右者ハ記之、琉球ハ長ニ慶長
年百島津家久之を討テ之を信ハ其後同
氏ノ祖先是を許容スル征討セシ其後同
氏ハ島津家ノ賜トシテ其ノ末ノ國王を廢シ
其ノ一カ一カ其ノ貢税を不有トシ、
日本支那兩國ノ附屬トナシ、
其ノ事

外務省

明治辛未年、琉球國ノ儀、付太政大臣
廣島高島ノ下令ニ依リ、同島ノ事、
其ノ事

唐兜島縣より差出琉球國一糸
取調素別紙写し申付留置候事
可相之由也

九月五日

史官

外務省

内中

唐兜島縣より差出琉球一糸

外務省

取調書写

琉球國是之當藩に於て取扱手續
等一可申出方申達之取置候事申付
候事此意存て通申越候抑日國之系
上旨より沖縄島に呼来り南海十二島
之由也

皇國屬島之候に古史に在り載二重舟通
形等文治二年嶋津家之祖豊後守

忠久薩陽日封國之初南海十萬回
 地既穢補任以軍代之回封ヲ襲中
 附庸薩長古來依兵亂海外之所至
 行陸古古我明ノ洪武五年我應安
 彼服從之至号ヲ受ケ衣冠亦明制
 之愛華之國号ヲ琉球ト改メ均古
 今ヲ拒絕之不至到應永中呈利
 將軍之時代ニ使節ヲ送リ書翰

外務省

注後本有之古古元年九代陸奥古
 忠西將軍家ヲ為恩賞更ニ院
 球國加封有之其後使節貢船等
 互送リ尔後永正天正中迄ニ至
 中絶事釀リ至朝鮮征伐ニ役依
 貢納緩急ニ有來聘ヲ勸ル所服從
 石隆慶長十四年十六代中納言家久
 兵ヲ遣リ及征討ニ至遂ニ謝罪降

服仕者付國內諸島總て控地いふし
薩内領地をいふ加茂傳領者亦いふ處
之別々中絶回幕府へ入貢仕来れ
右併全體貧弱之少國にて名義不
當之儀いふべき也

皇國支那ヲ父母之國ト相習不徒兩
屬ルテハ難立行不修止國情ヲ依
旧而至孫在在然今正保年留信

外務省

國革命之砌刺髮衣冠更換之命
令ヲ下し此ハ難測甚難測之如何
所至いふ一ノ事也趣以曆元年十九
代大隅守光久回幕府へ相伺其意
若便幕府送之彼之意之如何一不答
其如何内國之事務之至テハ大隅守
計ヲ以テ改一所盡与老中トテ達者
尤慶長降服以来今之至テ廉見島

表身士官及是政務為波關係
環球身王鹿思跨一雜會お是及身一
者交代在留仕居且毎年一租稅身及是
支那一隔年三貴船身及是中
以上

辛未七月十日

鹿兒島藩

報官

外務省

四年

慶應三年丁卯六月外國奉行京中安藤守
佛宗西國の各用之差違初回人白と本渡外

書付

慶長十一年丙午六月十七日高津少將志恒山城因
伏見城より

兼照宮中津鍋一所津の字と下三ノ家久ノ致免
すし、應刀と賜る可し琉球國ノ祖先以弟毎年米
首せしに近事と事なり志ハ論きと入る

外務省

肯にきにより征伐と可肯と語以奉る
兼照宮に伏見

慶長十一年丙午六月十七日高津少將志恒於伏見
所城所津の字と下家久ノ致大素長先ノ接
物乃裁仕ハ琉球國ノ家久ノ代ノ祖陸奥也宗
代ノ兼照宮院殿京都御軍義教
の溢号

河津領水享事申より兼照宮ノ本役直事河津
急附更

権現様子西礼一市上三青使礼志中有山口孫河
領掌名人元之差越下波邊源三青山口孫河
直友山口孫河孫亮之先祖以波言上知家孫亮許外

貞享松平大陽寺
書上

寛文十一年九月一日鴻津忠恒伏見申あり

大権現

台徳院殿申拜福此河行松平氏子あり此御
諱の家方字を賜家久と號を海本とに家方

外務省

名卷會堂の下屋一琉球國知りし高津

多層を事しし知りに近事其貞世

比家久再三人成送して出るを許しる事

とも教を兼引せして出るを許しる事

大権現言上してこの事を訂んを許しる事

則ちしる事也
寛文松平高津
家久藩

初中山と薩州世有隣好天正十九年以来二國交

惡使命遂絶源朝臣家久以告我

神祖乃發兵擊之 南島志

唐長十四年四月琉球平均之者少將家久父子
より使者として執政の許に泣進居七月

五日

台徳院御より 帝感書と出されは七日

東照宮よりかの國を賜ひる旨の御書成りたる

中多佐渡守正信中多上野介正純よりも返報あり

寛永高津家之藩 薩州田傳記

外務省

至琉球指を兵船不移時日及一戰被黨致討

捕之割國王降系之上兵三百及以下至りて

他不日て多波海に泣進誠以皇土敷働せり

於中多佐渡守正信降之

唐長十四年

七月五日

台徳院様
所到

薩摩少將殿

琉球之儀早速序平均之由進進ハ子柄之儀
感思召即彼國進之系跡は並等々中付也

享長十四年

七月七日

薩摩
御下

薩摩の將より

慶長十五年唐成事島津少將家久琉球國中

外務省

王尚寧と傳以系府せん
尚寧は去年春より薩摩國あり

五月十五日中野分正純より宿譯人島等此

之儀中付りて家久より達は是より先台薩摩

に薩府江戸の郷導と命せられ

名徳院殿より御馬を賜りて未の二所往

薩摩國より去りけり

日身八月十四日少將家久尚寧と携入琉球上登り

る拜謁を尚寧方物致すと被也

同日十八日強掙しおろし家久及尚寧を倉庫に
以て積樂ありけり十九日唯賜あり廿日強府と
發して江戸に赴く

口身八月廿五日少將家久中山王尚寧を伴ひ江戸
に参るはけり廿六日

台徳院殿上候と以て其遠近を分せしれ廿七日
精進を儀を端し

慶長十五年秋八月家久率尚寧及王親陪臣

外務省

等來

神祖乃命王尚寧使歸其國以附庸於薩摩
刑善繼前好敬義先祀於是則古南島地復旧

域矣 南島志

中山王尚寧江戸に参朝あり

秀忠公大に憐れむし薩摩侯附庸の國と

いひけり諸大名やとありて列公先中の

次之座に十萬石以上の格とて定めしれり 琉球傳
和録

唐長十五年家久引中山王而歸薩摩自是

令王及俘囚送還琉球乃置監國立法制年

納琉球貢稅六万石於薩摩矣

但武德編年集次大三川志

但武德編年集次大三川志
九月三日条に記す

中山王尚寧日本に居るより三年過と悔罪と謝

一唐長十六年漸く中國を歸ると傳へる

以時

神君家久に琉球國を屬し給ひりしより永

外務省

代附庸の國より臣として侍りし事甚敬

ありしよりして

將軍家所代替りし中山王より家督の使臣を

兼聘せしめ彼國の代替りし

將軍家の泊命と薩州侯より傳達せしむる而

して後位と嗣地日恩謝と儀を奉るなり其

國を日本との間にある故嗣封とせしむる彼國

より丹封を受るなりされし由唐へも遠く

日中へハ通交ハ日中の扶助ハありされき常
候の日用ハ各々あるありあはるるを去りにして
國人耶麻カと稱して高し日中を言ふ事な
り琉球語

享長十五年嘉之國に歸り其事を載るに
中山王と琉球とありしに中山王琉球の王

寛永永島津家久譜及中島代記
創業記 享長年録

中山王の國に後其心算

外務省

公方様代替

若君様御誕生又ハ中山王自ら總目と稱し中山
王より江戸へ使者差上ハ尚寧と名列り御より高

正徳四年迄琉球人ハ度々府仕薩州田代記

琉球國より毎年秋米十二万七千石餘を薩州

鹿兒嶋より貢ぐ也塩尻

寛永十一年八月四日

大猷院様御利物

薩摩大隅日向國諸縣郡郡合六十五石
餘別録並止外琉球國拾貳万三千七百石奉令
一有領知_レ状如件

寛永十一年八月四日 御澤御列

薩摩
中納言及

貞享松平大隅守書上

如左旧記に麻_レ々々_レ此を琉球を自_レ別箇_レ乃

外務省

國_レ々々_レ支那の正朝と奉_レ彼の冊封と文又
我々國_レ々_レ屬_レ々々_レ薩摩の管轄を文々々々
ソ_レ々々_レ自_レ々々_レ國_レ々_レ別_レ々々_レ有_レ々_レ判_レ知_レ々々

文久二年八月十九日琉球國の領_レ有_レ英_レコ_レニ_レル

世子ラール_レハ_レニ_レ英_レ書_レ稱_レ寫

船利大泥_レ至_レニ_レヤ_レル_レダ_レフ_レハ_レル_レ第_レコ_レニ_レユ_レル

ゼ子ラール

エキセルレニシ

イシントチヨニール

貴國支十月一日附三十八号之書轉為之琉球
島我下屬有之確説と兼知之彼方との交領
兼せし右島を昔年より我國の下屬なり
我々長十四年 西洋千六百九年 松平薩摩守

外務省

家久に附あせし以兼今に於て近一島の如
勢同あきて諸事 進退を多しむり島
は古くより唐土へ交通せし右島内を唐
法の制度に仿ぶ所もあきと其旧習に
まらせし又是と林を多しむり為古記録
中より其概略を抄出せし別紙に附送を
る間委細は右よりも分明なると思ひぬ此後
回答せしは詳具録を

文久二年閏八月十九日

照極中務大輔

水野和泉守

坂倉肉防守

別紙

琉球鴻文文治年中より 西暦千禧聘礼と

外務省

初以来より 我々吉元年 千禧年 高松年

修理を更に祖島津忠國の時より 同島に候

候し 毎歳貢物と捧りしより 我々長年

高島主運命の事ありしに より 同島に候

千禧年 忠國の海商松平薩摩守家久同島に候

船より 渡り罪を問ひしに 一島降伏せし候

大君殿下に 怡祖に 功を賞し 同島に候

賜りし 心算

大君殿下代替りて前々口家口賜れる事
あり我政府於て大禮取以又島主親多
比家と繼ぐ節以島主名代に使者江奉
りて誠高島主徳立の時立薩摩の進退を交
る事ありて餘同事より平定より人致
源一並一島一和務諸般事より多し給
せり其服飾制度等々宜初より島民の
は美と致ありて唐土明の代より

外務省

明太祖洪武元年ハ我正朝
二年三月廿七日西曆千三百零九年 今の法代より近同

國への使者は往々且正朝と奉りて

其封と受る事ありて林とせりて和なり琉

球島古記録中より抄せし趣斯の如し

これに記する事も粗に概畧なりて

に似しれども先年英國古書に

あり彼國より知る事も併せて参考

に寫し添ぬる事あり琉球の自より島主

の別に在りて薩摩と直ぐに隣至りたり
うらまゝに判給(うら)

外務省